

子どもの医療費助成のご案内（就学前の方）

【子どもの医療費助成受給資格証の取り扱い】

- ①この証は、子どもの医療費の給付を受けることができることを示す証ですから、大切に保持してください。
- ②保険医療機関等で子どもが治療を受ける場合は、その窓口で健康保険証とともにこの証を提示してください。
- ③この証が使用できる保険医療機関は、次のとおりです。

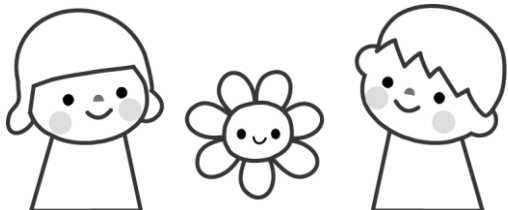
*佐賀県内医療機関
*福岡市立こども病院・感染症センター（福岡市中央区唐人町2丁目5-1）
*久留米大学病院（久留米市旭町6-7）
*聖マリア病院（久留米市津福本町4-2-2）
*佐世保市総合医療センター（佐世保市平瀬町9-3）
*佐世保共済病院（佐世保市島地町10番17号）



- ④上記記載の医療機関を受診される場合は、保険医療機関等及び保険者ごとに、それぞれひと月の医療費にかかる一部負担金のうち次に掲げる額を負担してください。
 - (1)入院 1,000円（1,000円に満たないときは、その額）
 - (2)入院外 (ア) 2回目の受診まで 500円（500円に満たないときは、その額）
(イ) 3回目の受診以降 自己負担なし
 - (3)薬局 自己負担なし
- ⑤健康保険の給付対象とならないものは、本人の負担となります。
- ⑥子どもの住所、氏名、加入している健康保険証等に変更があった場合は、変更の手続きをしてください。
- ⑦助成期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、受給資格証を返納してください。

【上記以外の医療機関を受診された場合の申請方法】

- ・医療機関の窓口で支払った医療費（保険適用外、食事療養費は除く）から高額療養費や付加給付などで戻ってくる分を除いた額を助成します。自己負担額は、上記記載④の自己負担額と同じです。治療用眼鏡やコルセットなどの補装具（医師が治療上必要と認めたもの）も対象となります。申請書に記入の上、子育て支援課（福祉保健センター）、住民環境課、東出張所のいずれかに提出してください。
- ・申請書は、子ども1人につき、ひと月一医療機関ごと（入院・外来・薬局別）に提出してください。例えば、ひと月にA病院、調剤薬局、B病院にかかった場合は、申請書は3枚になります。
- ・申請の際は、患者氏名と保険診療総点数、窓口負担金が明記してある、ひと月分すべての領収書を添付するか、もしくは医療機関等で申請書に直接証明を受けてください。（明細の記載のないレシート不可。）
- ・申請書の太枠の部分のみ記入してください。（記入後、印鑑を押す前の状態でコピーして使用していただいても結構です。申請時には、印鑑の押し忘れがないようご注意ください。）
- ・入院などにより高額療養費の該当となる場合は、先に高額療養費の手続きをしてください（高額療養費の手続きについては、各保険者へお問い合わせください）。その後、子どもの医療費助成の申請をしてください。申請を行う際は、高額療養費の決定額がわかる書類（支給決定通知など）が必要です。
- ・申請は診療を受けた月の翌月に行ってください。医療機関を受診した月から1年以内は申請ができます（例えば4月診療分は翌年の4月末まで）が、早めに提出していただくようご協力をお願いします。



お問い合わせは・・・子育て支援課（TEL：25-9200）まで